

暴力団排除条例第18条の規定に基づく「建設工事の請負契約」における暴力団等排除条項の例

(暴力団排除条例に基づく契約解除)

第〇条 発注者と請負者は、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第18条第3項に規定された建設工事を請け負う者の講ずべき措置等に関する条項を尊重し、その責務を果たすため、あらかじめ次項以下のとおり合意した。

- 2 本契約にかかる工事物件（追加工事を含む。）が暴力団事務所に利用されるものと認められるときは、請負者は、催告をすることなく本契約を解除する。
- 3 請負者が、前項に基づき本契約を解除した場合、発注者は、請負者に対し、本契約にかかる工事物件の出来形部分と検査済の工事材料及び建築施設の機器を引き受け、それらに相応する請負代金を請負者に支払うほか、請負者の被った損害を賠償するものとする。
- 4 請負者は、第2項の契約解除によって発注者に損害が発生した場合でも、発注者に対し、賠償又は補償の責を負わない。